

○総務省令第三号
 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十八日

総務大臣臨時代理

国務大臣 高市 早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令
 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第一（第一条の二関係）</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>〔一〇 略〕</p> <p>五 基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</p> <p>〔六〇 略〕</p>	<p>別表第一（第一条の二関係）</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔一〇 同上〕</p> <p>五 基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害</p> <p>〔六〇 同上〕</p>

三 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

〔一・二 略〕

三 チェンソー、ブツシユクリナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害

〔四・五 略〕

四 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

一 基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、基金が定めるもの

二 ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

三 すず、鉛油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

〔四・五 略〕

七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

一 ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

二 ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

三 四―アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

三 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 チェンソー、ブツシユクリナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害

〔四・五 同上〕

四 〔同上〕

一 基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、基金が定めるもの

二 ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

三 すず、鉛油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

〔四・五 同上〕

七 〔同上〕

一 ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

二 ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

三 四―アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

- 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
〔5・7 略〕
- 8 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
- 10 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん
- 11 三・三・ジクロロ・四・四・ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
〔12・14 略〕
- 15 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- 16 スファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

- 4 四一ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
〔5・7 同上〕
- 8 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- 10 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん
〔新設〕
- 11 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ
- 15 スファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

<p>17 1から16までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたこと の明らかな疾病</p> <p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病 〔九・十 略〕</p>	<p>16 1から15までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたこと の明らかな疾病</p> <p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病 〔九・十 同上〕</p>
---	--

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。